

第3章 今治市が目指す男女共同参画社会

1 基本理念（将来像）

第2次今治市総合計画（2016年～2025年）

【今治市の将来像】

ずっと住み続けたい“ここちいい（心地好い）”まち いまばり
あの橋を渡って 世界へ 未来へ

重点施策：ふるさと共創（走）システム

共に育む 主要な施策4 女性がいきいきと輝くまちづくり

施策の大綱1 健やかに安心して暮らせるまちづくり

施策の方向① 安心して子供を産み、育てていける基盤づくり

- ・ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援の充実

施策の大綱3 みんながつながり支えあうまちづくり

施策の方向⑥ 世代を超えて、みんながつながる地域の基盤づくり

- ・人権意識の高揚と人権問題解決への取組の推進
- ・男女共同参画の推進

施策の大綱7 産業の飛躍と創造に満ちた活力あるまちづくり

施策の方向⑤ いきいきと働ける活力ある産業の基盤づくり

- ・今治での就職促進と働きやすい環境整備の促進

上記は、第2次今治市総合計画において、本市の目指す将来像とその将来像を実現するための基本計画の中から、男女共同参画の推進に関する重点施策と施策の大綱を抽出しています。

本市の目指す男女共同参画社会^{*}は、男女が自立した市民として相互に理解・尊重しあいながら、社会のあらゆる分野に共同して参画する社会です。家族や伝統文化を大切にしながら役割を分担する際には、性別ではなく個人の能力等によって決められる社会です。

今治市男女共同参画計画（2020年度～2029年度）

いきいき ひと プラン
—男女がともにおこすまち・いまばり—

2 基本目標

本計画の目指す将来像「男女がともにおこすまち・いまばり」、計画名称「いきいきひとプラン」を前計画から継承し、基本目標においても、家庭・地域・職場・学校とあらゆる場所において、男女が相互に理解・尊重しあいながら、社会のあらゆる分野に共同して参画する社会の実現を目指していくため、引き続き以下のテーマを定めます。

基本目標1 いきいきひとの家庭づくり

平成30年度に実施した「市民意識調査」^{*1}の結果において、家庭の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は28.6%でした。10年前の調査結果の25.0%と比較すると3.6ポイント増加しているものの、平成28年度に実施された国の調査結果^{*2}の47.4%と比較すると低くなっています。

性別にみると「平等になっている」と感じている人の割合は男性33.9%、女性24.3%と男性のほうが高くなっている一方で、「男性が優遇されている」と感じている人の割合は男性6.8%、女性14.3%と女性のほうが高くなっていて、男女間での認識の違いがあることを示しています。

また、男性が女性と共に家事等に積極的に参加していくためにどのようなことが必要だと思うか尋ねたところ、「夫婦や家族の間でのコミュニケーションをよくはかること」が68.4%と最も多く、次いで「男性による家事、子育てなどについて、職場における上司や周囲の理解をすすめること」51.2%、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」49.4%となっています。認識の違いを埋めるためには、互いのコミュニケーションと、男性が抵抗感をなくすこと、そして周囲の理解が必要となります。

人生100年時代において、国は、すべての女性が家庭や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択ができる社会の構築を目指しています。その基盤となるのが「家庭」です。

ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進、DV^{*}対応、生涯を通じた健康づくり、子育て・介護の役割分担等の多様な課題を克服して、男女が互いを尊重し、充実した家庭生活を送ることができるよう支援し、社会基盤としての「いきいきひとの家庭づくり」を目指します。

基本目標2 いきいきひとの地域づくり

平成30年度に実施した「市民意識調査」^{※1}の結果において、地域の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は26.1%でした。10年前の調査結果の24.3%と比較すると1.8ポイント増加しているものの、平成28年度に実施された国の調査結果^{※2}の47.2%と比較すると低くなっています。

また、町内会や自治会への出席について主に誰が分担しているか尋ねたところ、男性の回答は、「夫が分担している」34.5%、「妻が分担している」21.2%となっているのに対し、女性の回答は、「夫が分担している」17.5%、「妻が分担している」41.6%となっていて、男女の認識に大きな隔たりがあります。

国は、生産性向上・経済成長・地方創生の切り札としてあらゆる分野における女性の活躍を推進しており、女性にとっての魅力的な地域社会づくりに向けた取組の推進が大切です。

あらゆる分野での女性の活躍の視点に立ち、地域社会においても男女が互いに欠くことのできない貴重な構成員と認識し、誰もが自治会等の地域活動、PTA活動、防災活動等に自主的に参加、参画できる「いきいきひとの地域づくり」を目指します。

基本目標3 いきいきひとの職場づくり

平成30年度に実施した「市民意識調査」^{※1}の結果において、職場の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は18.6%でした。10年前の調査結果の16.3%と比較すると2.3ポイント増加しているものの、平成28年度に実施された国の調査結果^{※2}の29.7%と比較すると低くなっています。

国では、女性活躍推進法[※]の改正により行動計画策定等の義務対象となる中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現等が推進されています。さらに、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、女性役員の登用の拡大、人材育成等にも注力しています。

そして、男性の産休や育児休業等の取得を推進し、男性の暮らし方や意識の変革も促進させ、女性の活躍のために職場と家庭生活との両立を図るための環境整備を進めています。

不平等感がある職場の変革に加えて、セクシュアル・ハラスメント[※]等の課題を克服し、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる「いきいきひとの職場づくり」を目指します。

基本目標4 いきいきひとの学校づくり

平成30年度に実施した「市民意識調査」※¹の結果において、教育の場で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は45.8%でした。10年前の調査結果の51.6%と比較すると5.8ポイント減少していて、平成28年度に実施された国の調査結果※²の66.4%と比較しても大きな開きがあります。性別にみると男性が52.8%、女性が40.0%と男女間で認識の違いがあります。

男女共同参画の核となる教育において、性別にとらわれず多様な選択を可能にするための教育・学習の充実が進められており、学校教育段階からのキャリア形成に関わる学びの充実が大切です。

男女共同参画についての学習環境を整え、様々な学びを通じて多様性に富んだ豊かな人生を実現していけるよう「いきいきひとの学校づくり」を目指します。

※1 「市民意識調査」：PI6（2）各分野における男女の平等感の推移より

※2 国の調査結果：内閣府の平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査より

3 今治市の現状

現状 - 1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会[※]を形成する上で基礎となるものです。差別のない明るく住みよい人権尊重のまちづくりのため、「差別をなくする強調月間」[※]、「人権週間」[※]、「人権の日」[※]等の機会を捉えて、各機関と連携し啓発活動を進めてきました。

「市民意識調査」によると、男女の平等感が高まる傾向にありますが、「社会全体として」依然低い状況にあります。(図-1)

次世代に加えて、現在の社会を動かしている大人世代の意識を変革するためにも、男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を進めるための家庭、地域、職場、学校等における教育・学習の充実が求められています。

「市民意識調査」によると、家庭生活の多くの場面で、夫より妻が多くの仕事を担っています。(P17(3) 家庭での役割分担の実態)

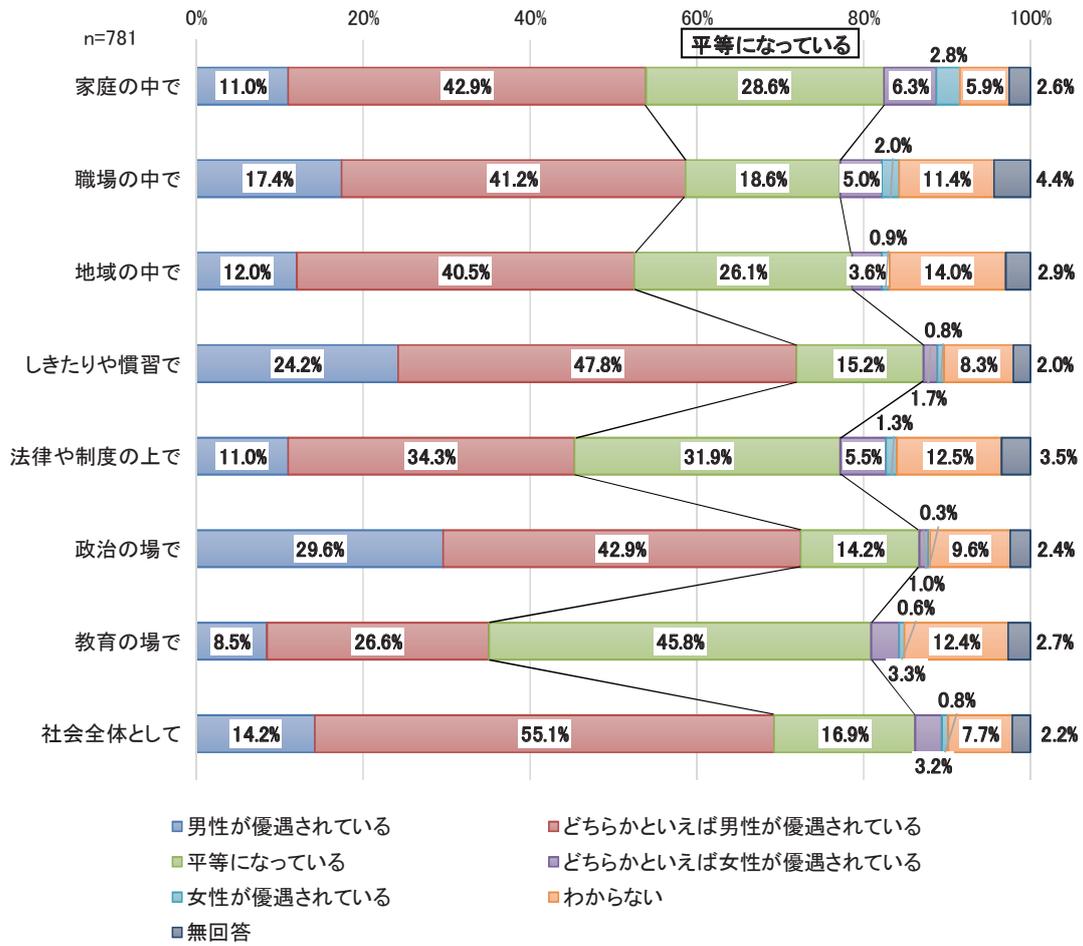
人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、慣習や人々の心の中に依然として残っていて、家庭、職場、地域社会等で男女共同参画を進めていく上での大きな妨げとなっています。

「市民意識調査」において、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたほうがよい」という考え方について「そう思う」と回答した割合は46.2%で、前回調査から14.7ポイント減少しています。性別にとらわれるのではなく、一人一人の子どもの可能性を最大限に引き出せるよう努めることが重要です。(図-2)

また、「結婚しても、子供を持つことにこだわらなくてもよい」や「結婚しても、うまくいかなければ、離婚してもかまわないと思う」という考え方について「そう思う」と回答した割合はそれぞれ52.5%と66.3%で、前回調査から13.6ポイント、6.9%ポイントずつ増加していて、ライフスタイル[※]への意識の多様性が見られます。(図-2)

市民意識調査の結果

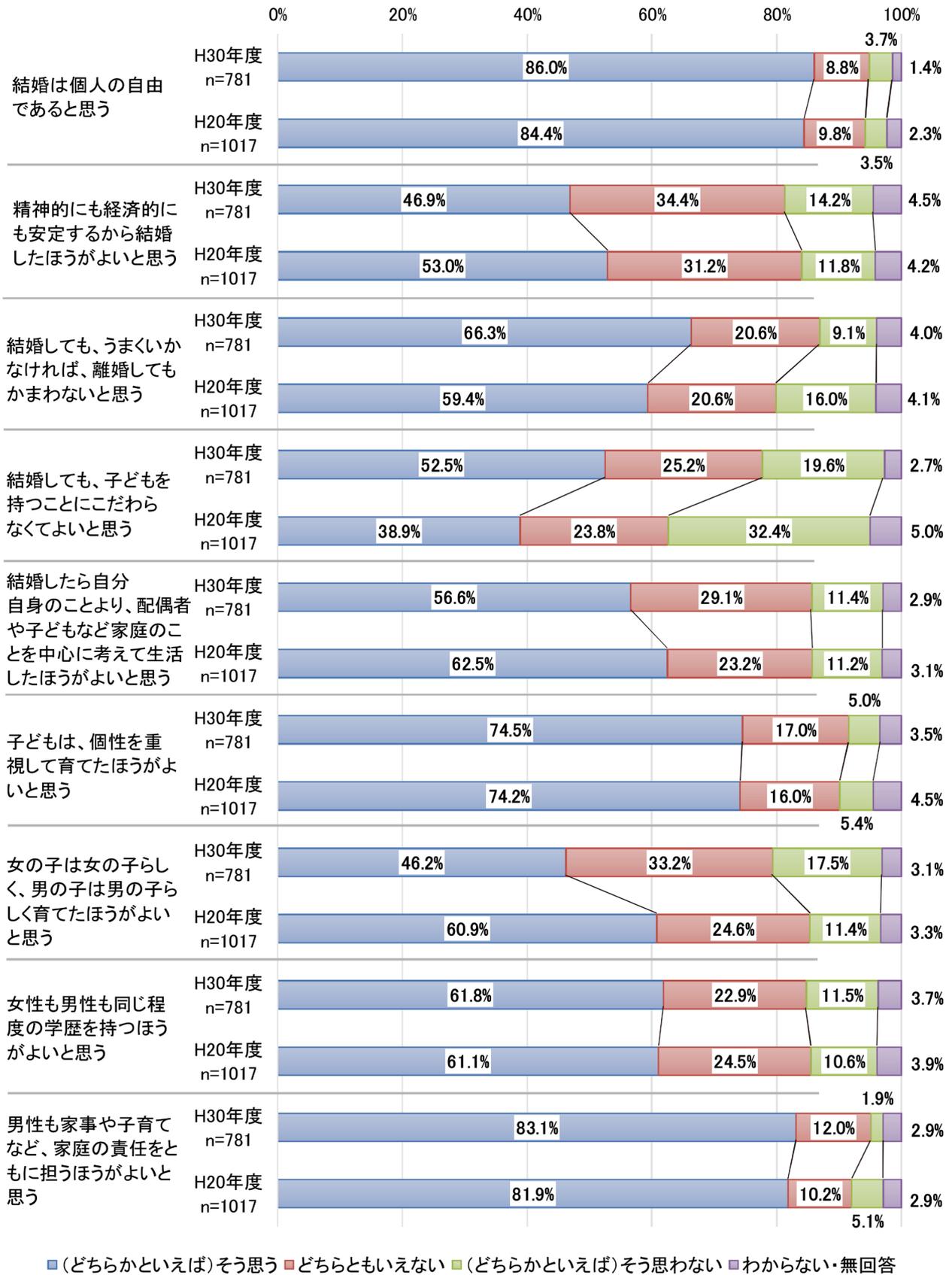
図-1 「各分野の男女の地位の平等感について」



第三章
今治市が目指す男女共同参画社会

市民意識調査の結果

図-2 「結婚・家庭に関する考え方」



現状 - 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大促進

男女共同参画社会[※]の実現に当たっては、様々な分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。

今治市では審議会や各種委員会における女性委員の占める割合は依然として低く、女性の意見を政策・方針決定に反映させるためには、審議会委員等への女性登用率の向上や女性委員のいない審議会等の解消等に努める必要があります。

「事業所実態調査」によると、女性を積極的に活用するため何らかの取組を行っている事業所の割合は48.1%で、前回調査と比較すると少なくなりました。さらに、役員や管理職に女性を積極的に登用しようと考えている事業所の割合は27.8%と少ない状況です。女性の活躍の場をつくる環境づくりが重要です。(図-3、図-4)

企業等で女性の活躍を推進し、女性の能力発揮の促進を図る上で、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性はその価値観やライフスタイル[※]等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは重要です。

事業者に対する労働環境や労働条件の改善についての働きかけ、就業環境の整備、女性の技能習得や資格取得のための教育や研修をはじめとする様々な取組が必要となります。

地域等においても女性の活躍の場を多くつくるためには、女性自身が様々な分野への参画意識を高めるとともに、女性の能力発揮(エンパワーメント[※])に向けた積極的な措置(ポジティブ・アクション)[※]に取り組むことが重要です。

女性が発言力、自己決定能力、方針決定能力等の力をつける場を多くつくるなど、女性の人材育成の機会の充実が求められています。

事業所実態調査の結果

図-3 「女性を積極的に活用するための取組について」

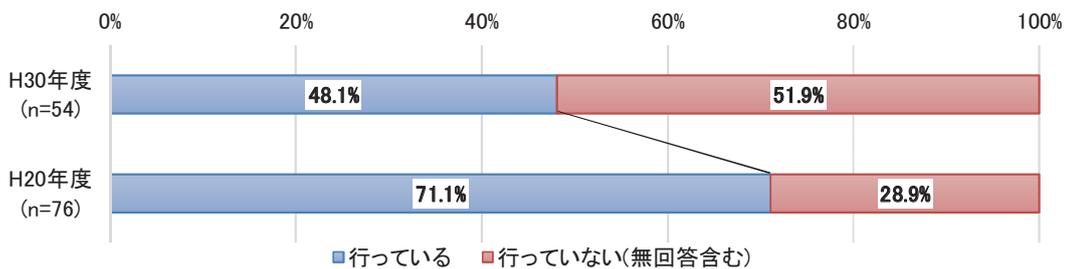
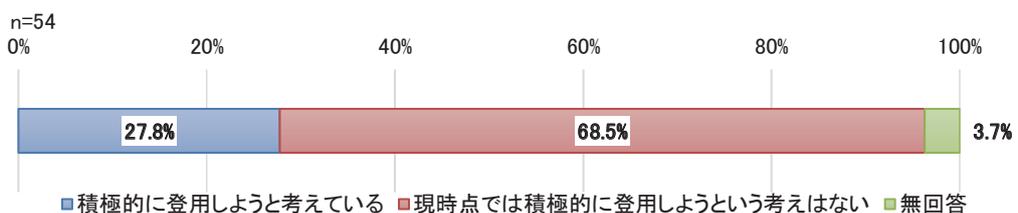


図-4 「女性管理職の積極登用について」



現状 - 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の推進

地域に住む人々がその希望に沿った形で様々な活動を展開し、就労による経済的自立と健康で豊かな生活を送るために、仕事、子育てや介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要です。

平成27年8月に「女性活躍推進法」※が成立し、女性の能力の開発促進とともに、能力に見合った女性の登用拡大を進めるなど社会全体で女性活躍推進の動きが活発化しているなか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進していく必要があります。「事業所実態調査」によると、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」※を策定している事業所はなく、策定を予定している事業所も多くありません。（図-5）

誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、活力ある豊かな社会を実現するためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担い、仕事を継続しつつ家族の一員としての責任を果たすことができるような環境づくりが必要です。

「事業所実態調査」によると、働きながら育児や介護を行う従業員のために何らかの取組をしている事業所の割合は46.3%で前回調査と比較すると多くなったものの、まだまだ取組が定着していません。（図-6）関係機関と連携しながら育児・介護休業制度の普及啓発に努め、育児・介護を行う労働者が安心して育児休業や介護休業を取得し、円滑に職場復帰できる環境整備が大切です。

事業所実態調査の結果

図-5 「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況」

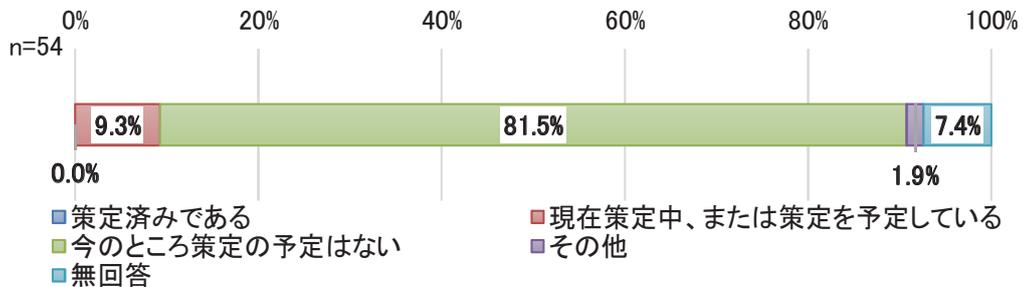
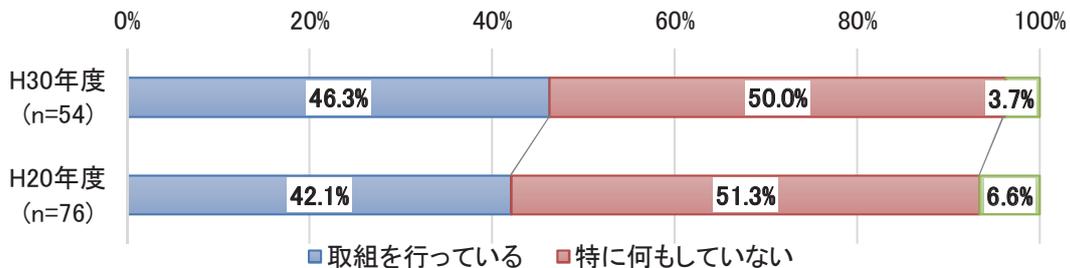


図-6 「事業所での仕事と家庭の両立支援について」



現状 - 4 多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保

「市民意識調査」では、男女共同参画社会[※]の実現に向けて市がどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思ふか尋ねたところ、多様な働き方のしやすい環境整備と職場での男女平等の確保として多かった意見は「育児のため職場を離れても同じ職場に復帰できるよう、雇用面の対策を考える」が64.8%、「企業主など雇う側が女性差別をしないように働きかけをする」が42.5%となっています。(図-7)

出産・育児のために離職した女性の再就職(再チャレンジ)については、子育てしながらの能力向上や求職活動が難しいこと、一定期間の空白期を克服して円滑に職場復帰をすることが難しいこと、子育てしながら働きやすい条件での就業を希望する女性と求人側の希望が一致しないこと等で、希望する仕事につきにくいという課題があります。男女雇用機会均等法[※]、パートタイム労働法[※]の改正等、法制面での充実が図られる中、法律や制度の浸透を図るとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)[※]の推進等により、女性が意欲を持って就労を継続できる環境整備の取組を促進することが課題となっています。

価値観やライフスタイル[※]が変化する中で、働き方に対する考え方も多様化していて、パートタイム労働や派遣労働等の非正規労働者の処遇の確保や希望する人の正規雇用への転換の推進等も課題となっています。

また、重大な人権侵害である職場におけるセクシュアル・ハラスメント[※](性的嫌がらせ)やマタニティ・ハラスメント[※](妊娠・出産・子育てを理由とした嫌がらせ)については、関係機関との連携を図りながら、防止策の周知徹底や防止の広報・啓発に取り組む必要があります。「市民意識調査」によると、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったことがある方の割合は13.7%で、前回調査と比較すると少し高くなっています。(図-8)

また、農林水産業や商工業の自営業従事者は、産業の活性化の担い手として、また地域社会においても重要な役割を果たしており、その活躍が期待されています。しかし、「経営等の主となることは男性、その補助と家庭のことは女性」といったような固定的な性別役割分担の意識がある中で、女性の仕事に対する意欲や能力は正当に評価されてきたとはいえない状況にあります。加えて家事の大半を担う女性の労働時間は男性より長い状況であるため、就業条件を整備し、男女が適正に家事分担していく必要があります。

市民意識調査の結果

図-7 「男女共同参画社会^{*}の実現に向けて特に必要だと思う取組」

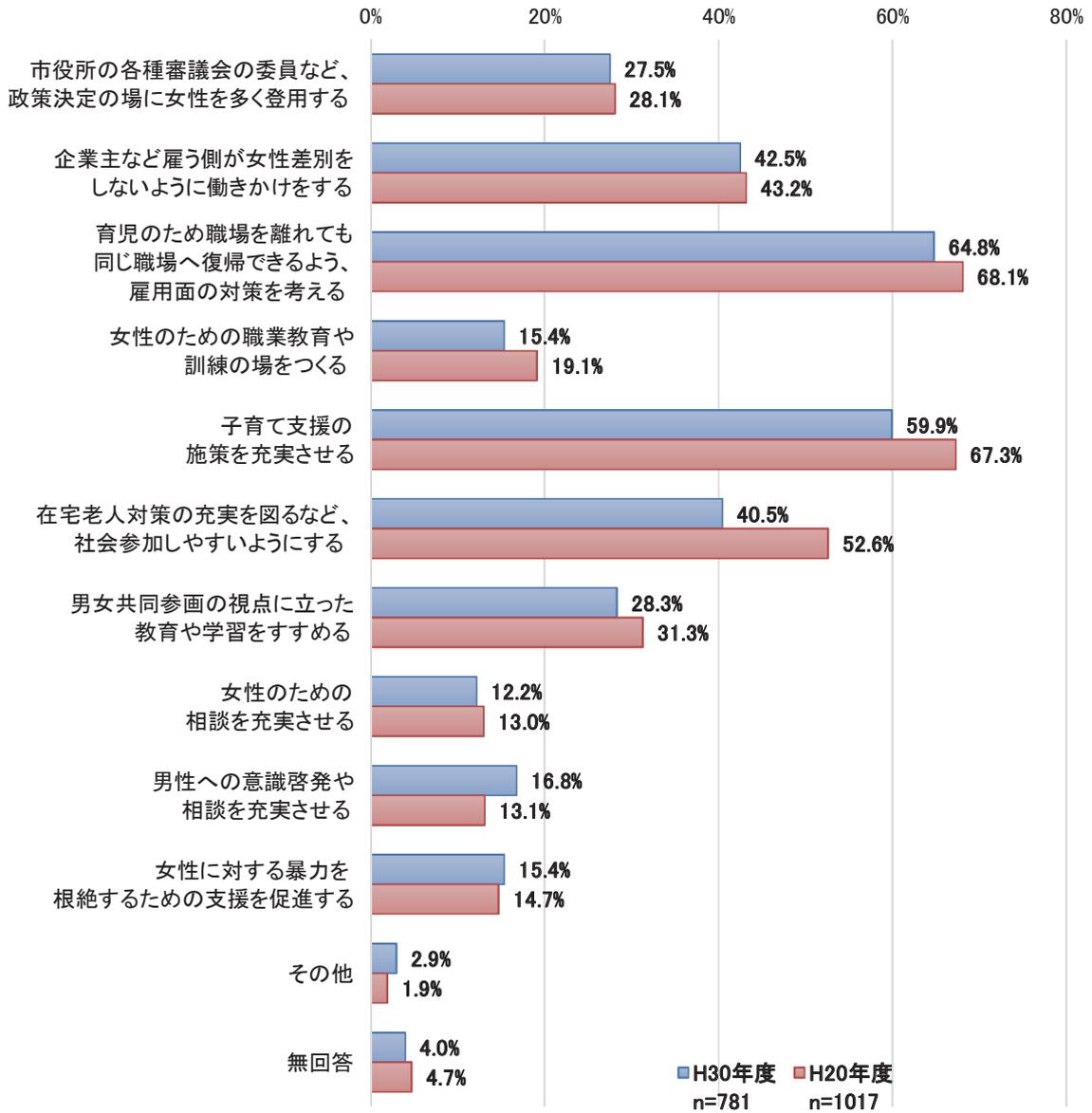
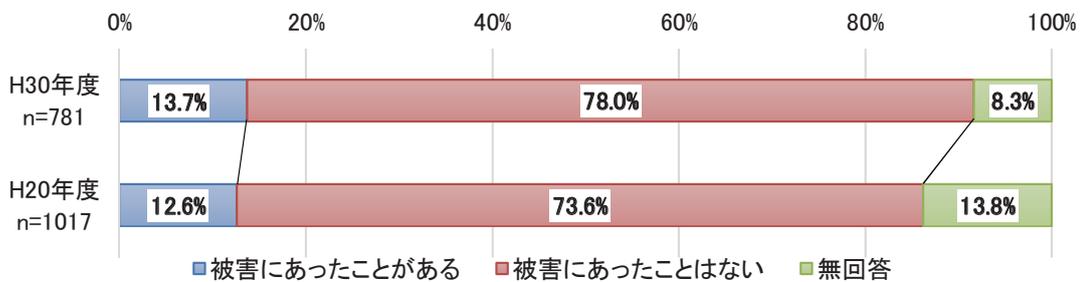


図-8 「セクシュアル・ハラスメント^{*}の被害経験」



現状 - 5 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

男女共同参画社会^{*}の形成において、すべての男女が共にその意欲や能力に応じて、いきいきと安心して暮らせる社会づくりが必要です。

高齢者虐待や障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりを行いつつ、高齢者や障がいのある人等への固定的な見方をなくし、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえることが必要です。

高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて就労や地域社会への貢献など、社会との関わりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現するためには、あらゆる場での社会参画の機会の提供や環境の整備、心身の健康を維持しながら生きがいを持って自分が望む生き方を選択できる社会づくりのための取組が必要です。

また、「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現に向けて本市がどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思うか尋ねたところ「男女共同参画の視点に立った教育や学習をすすめる」と答えた方の割合が28.3%となっています。(図-7)

市民・地域・事業者・市等の協働や連携による男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人一人の男女共同参画の意識を高めていく必要があります。

人生100年時代において、あらゆる世代の男女が豊かな暮らしを送るためにも、学ぶ意欲の高まりに合わせた生涯学習の内容の充足、地域で行われる文化芸術やスポーツに手軽に親しみ、楽しめる機会をつくることが求められています。

また、男女共同参画社会づくりは、国内だけでなく国際的協調の下に行われています。国際社会の一員として、地域の外国人の異なる文化、生活習慣等を認め合うグローバルな視野をもち国際レベルで交流することが求められています。

現状 - 6 家庭・地域生活での男女共同参画の推進

「市民意識調査」によると、「男性も家事や子育てなど、家庭の責任をともに担うほうがよいと思う」という回答が83.1%（図-9）あった一方で、生活の実態では「乳幼児の世話・子どものしつけ」、「保育園・幼稚園への送迎」、「学校行事への参加」等を母親が担っている割合が高くなっています。（P17（3）家庭での役割分担の実態）また、育児休業の取り方については「夫も妻も同程度に取るのがよい」という意見が40.3%あり、前回調査から14.1ポイント増加している一方で、「どちらかといえば妻が取るほうがよい」、「妻が取るほうがよい」という意見が53.5%を占めています。（図-10）

子育てにおける男女共同参画の重要性は、社会に認識されつつありますが、まだまだ育児・介護は女性の役割という固定的な考え方があります。

また、男女共同参画社会^{*}は、地域活動にも男女が共同で参画していく社会です。住民同士の交流やボランティア活動等を通じて地域の連帯意識を高め、生きがいと相互協力のある地域社会を形成することが重要です。

市民意識調査の結果

図-9 「男性も家事や子育てなど、家庭の責任をともに担うほうがよいと思うか」

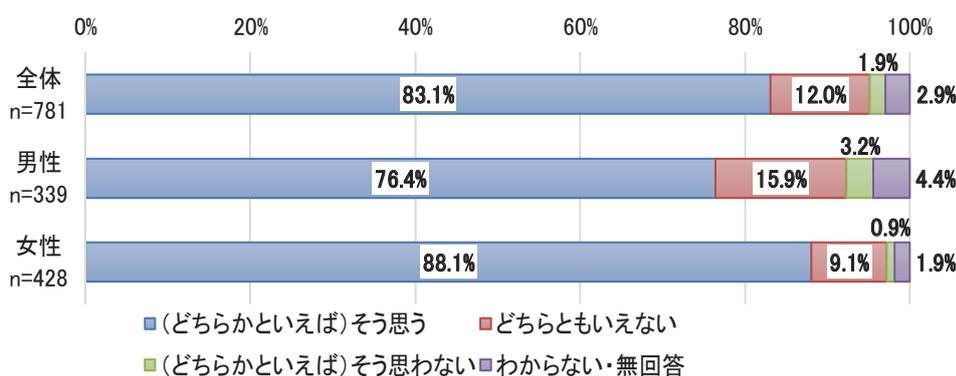
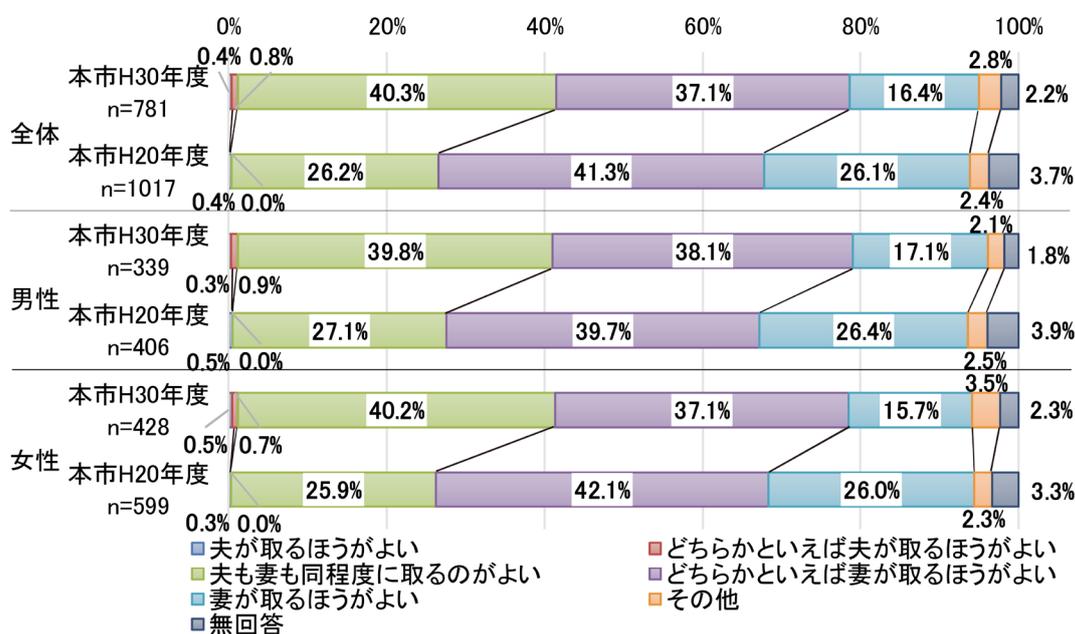


図-10 「育児休業を取る場合」



現状 - 7 男女間のあらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

身近な男女間の暴力（DV[※]）は、命にかかわるとともに社会での様々な男女格差、上下関係等に根ざした人権侵害です。身体的な暴力のみならず「精神的暴力」、「経済的暴力」、「性的暴力」、「社会的暴力」、「子どもを利用した暴力」も暴力として取り扱われています。また、職場や学校での「セクシュアル・ハラスメント」[※]等も暴力として取り扱われます。

「市民意識調査」によると、DVを受けたことがあると回答した方の割合は前回調査と比較すると高くなっています。（図-11）DVを受けた経験は女性、男性ともにあり、女性だけの問題ではありません。

「DV防止法」[※]、「ストーカー規制法」[※]等法制度の周知、相談窓口の充実、被害者の自立支援等、男女間のあらゆる暴力を根絶する社会づくりが求められています。

市民意識調査の結果

図-11 「DV※を受けた経験」

